

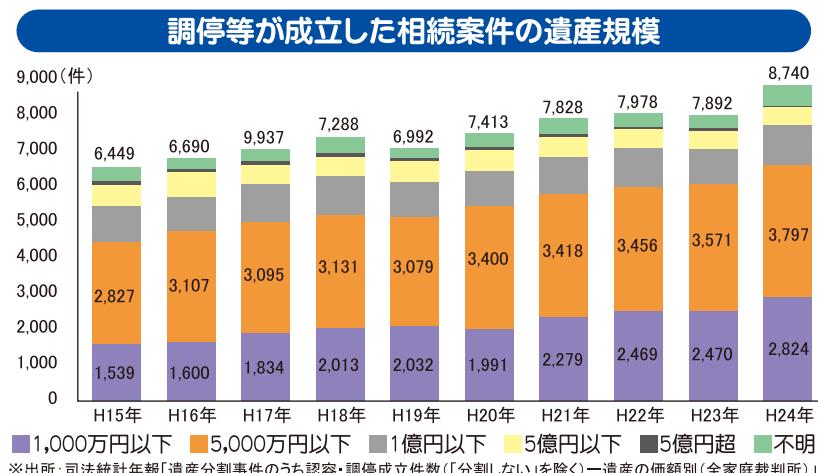
保険アイマークの相続診断士「スマイル相続アドバイザー」

平成27年1月1日以降に発生した相続に対して相続税が改定になりました。保険アイマークでは、従来から、相続を税金という面のみでとらえるのではなく、残されたご家族がその大きなイベントを笑顔で乗り越えて、次の時代を力強く生きていくお手伝いをさせていただこうと、相続についての勉強を繰り返しおこなって来ました。時には公正証書遺言の証人となり公証人役場で遺言作成に立ち会ったり、相続人の皆様に相続への心構えをお伝えしたりもさせていただきました。そんな経験から、相続というイベントは相続税の支払という問題よりも、家族が争うという『争族』の問題のほうが深刻だということも分かってきました。



平成24年のデータですが、家庭裁判所において、調停が成立した相続案件8740件のうち、遺産規模が

5000万円以下だったケースの割合が約75%の6621件ののぼります。問題が税金ではないことがこれで分かりますね。さらに、1000万円以下のものだけでも2824件もあるのです。



このようなケースの場合、もしかしたら早い段階で信頼できる第三者が間に入っていればそこまでこじれてしまうことも無かったかもしれません。そんな想いから、平成26年10月に保険アイマークを代表して村松

平成24年 都道府県別 相続税の課税割合					
1	東京	9.08%	25	愛媛	2.93%
2	愛知	7.91%	26	山梨	2.77%
3	神奈川	6.73%	27	茨城	2.74%
4	埼玉	5.56%	28	富山	2.73%
5	静岡	5.17%	29	山口	2.58%
6	京都	4.93%	30	福岡	2.56%
7	奈良	4.71%	31	宮城	2.35%
8	大阪	4.68%	32	高知	2.31%
9	広島	4.41%	33	新潟	2.30%
10	兵庫	4.40%	34	鳥取	2.00%
11	千葉	4.18%	35	佐賀	1.98%
12	岐阜	4.11%	36	熊本	1.97%
13	群馬	3.63%	37	島根	1.86%
14	福井	3.59%	38	北海道	1.79%
15	滋賀	3.59%	39	福島	1.67%
16	石川	3.50%	40	山形	1.65%
17	香川	3.33%	41	宮崎	1.57%
18	栃木	3.30%	42	岩手	1.55%
19	徳島	3.25%	43	鹿児島	1.55%
20	沖縄	3.20%	44	大分	1.51%
21	岡山	3.12%	45	青森	1.41%
22	和歌山	3.11%	46	長崎	1.37%
23	長野	2.95%	47	秋田	1.07%
24	三重	2.95%			

※各地の国税局が発表したデータと死亡統計をもとに作成。

なんと大都市に思える京都、奈良、大阪、兵庫、千葉は静岡よりも相続税の課税割合は低いことが分かりました。なぜ、こんなに静岡県の相続税の課税割合が高いのか、データからは読み取れませんが、あまり派手ではない県民性も影響しているのか

『売り手よし 買い手よし 世間よし』『三方よし』

目には見えない、保険という商品をお客様にご案内するという仕事が保険代理店の仕事です。特に生命保険は、その仕組みの複雑さから、お客様はどのように保険とつき合っているのかかわらなくなってしまうこともあると思います。そして、私たち販売側も、目にはみえず、触るこ

もしれませんね。もしかしたら、静岡県の相続の特徴を踏まえた上での相続対策が必要になるのかもしれない。保険アイマークでは、一つ一つの事例を分析しながら、みなさまに有意義な情報を提供できるように経験を積んでいきたいと思っています。

とも、エンジンのように感じることもできない生命保険をお客様を第一に置いてご提案することの難しさを日々痛感しております。そんな時、心のよりどころにしている言葉が「三方よし」です。この言葉を勉強していたら勝海舟の語録集である「氷川清話」という本にた



も、チョツとした言葉の行き違いで家族の中に溝ができてしまうことが相続というイベントではあり得るのです。そうなる前に、保険アイマークにご相談いただければと思います。私たちがまずご相談を受け止め、必要に応じて橋渡し役となって、弁護士、税理士、司法書士さんへおつなぎすることもできます。保険アイマークに「相続診断士」がいることを是非記憶にとどめておいてください。私は自分の立場を「スマイル相続アドバイザー」と命名しました。

さて、平成24年のデータですが、都道府県ごとに相続が発生した場合、どのくらいのご家族が相続税をお支払になっているかを確認できる統計があります。全国平均は4・2%の案件で相続税が課税されています。保険アイマークの活動の中心は静岡県ですが、静岡県の税務署は名古屋国税局が管轄です。名古屋国税局は静岡県以外に、愛知県・三重県・岐阜県を管轄しています。この中で、相続税が課税された案件割合は、



どり着きました。

この中に近江から甲州に移り、財を成した塚本定次について勝海舟が評した一節が載っています。定次は、たびたび勝海舟のところに立ち寄り相談話をしていたようです。ある時、思いがけない利益が出て、この配分に迷っていた定次は、勝海舟に相談します。半分の利益を学校への寄付、もう半分を従業員（番頭）への分配にしたいということです。勝は、「おれもその考えの尋常でないのに感心して、賛成してやった。」と書いています。

さらに、その前年には「少しばかりの地所を無代で貸してやるよりは、結局この方がためになりましょうと存じます」と所有地に桜・カエデを植えて公園としてしまったことを勝に報告しています。勝は、「どうだ、なかなかおもしろい考えつきではないか。」と結んでいます。

氷川清話では、この岡本定次の語ったこととして、近江商人がこのような考え方に至った理由を松尾芭蕉によるものだとしています。

が、「相続診断士」という資格を取得しました。税理士や弁護士に相談するほどで無いと感じるようなケースでも、チョツとした言葉の行き違いで家族の中に溝ができてしまうことが相続というイベントではあり得るのです。そうなる前に、保険アイマークにご相談いただければと思います。私たちがまずご相談を受け止め、必要に応じて橋渡し役となって、弁護士、税理士、司法書士さんへおつなぎすることもできます。保険アイマークに「相続診断士」がいることを是非記憶にとどめておいてください。私は自分の立場を「スマイル相続アドバイザー」と命名しました。

さて、平成24年のデータですが、都道府県ごとに相続が発生した場合、どのくらいのご家族が相続税をお支払になっているかを確認できる統計があります。全国平均は4・2%の案件で相続税が課税されています。保険アイマークの活動の中心は静岡県ですが、静岡県の税務署は名古屋国税局が管轄です。名古屋国税局は静岡県以外に、愛知県・三重県・岐阜県を管轄しています。この中で、相続税が課税された案件割合は、



塚本定次 (つかもととさだじ) ツカモト株式会社HPより

松尾芭蕉は近江商人の祖先に教え導いたようです。「近江商人に学ぶ」という滋賀県で発行された本では、平成9年に発見された「三方よし」の原史料を紹介しています。「たとえ他国へ行商に出かけても、自分の持参した衣類等の商品は、出向いていったその国のすべての顧客が気持ちよく着用できるようにこころがけ、自分のことよりも先ず、お客様のためを思って計らい、一挙に多くの利益を得ることを望まないうで、何事も天の恵み次第であると謙虚な態度であること。ひたすら商品をお届けした地方の人々のことを大切に思っで商売しなければならない。そうすれば、天道にかない、心身とも健康にいらすことができる。自分の心に悪心の生じないように、神仏への信心を忘れないこと。持ち下り行商（卸行商のこと）に出かける時は、以上のような心がけが一番大事なことである。」この史料が記す意識が、「売り手よし 買い手よし 世間よし」の三方よしの精神であり、松尾芭蕉が教え導いた近江商人の理念なのです。私たち「三方よし」の精神を柱として、お客様をまず第一に思うことから始めていくことを原理原則としこれからも精進してまいります。